

【12解説文】熊谷県設置並び県令就任布達（明治六年：一八七三）（A）

（表紙）

明治 群馬県布達全書一

「

○群馬県布達全書卷之壹

明治六年六月十六日

群馬県

其県被レ廃、熊谷県被レ置候条、地所・物成等同県へ引渡可レ申事  
（其（そ）の県廃され、熊谷県置かれ候条、地所・物成（ものなり）等同県へ  
引き渡し申すべき事）

入間県

其県被レ廃、熊谷県被レ置候条、地所・物成等同県へ引渡可レ申事  
（其の県廃され、熊谷県置かれ候条、地所・物成等同県へ引き渡し申すべき事）

熊谷県

今般、其県被レ置候条、武藏国大里郡熊谷駅へ庁ヲ設ケ、旧入間・群馬両県  
地所・物成等請取可レ申事  
（今般、其の県置かれ候条、武藏国大里郡熊谷駅へ庁を設け、旧入間・群馬両  
県地所・物成等請け取り申すべき事）

○明治六年六月十五日

太政大臣 三條實美

○任 熊谷県令 従五位 河瀬秀治  
任 熊谷県権参事 正七位 堀小四郎  
補 熊谷県七等出仕 加藤 祖一

右之通被仰出候条、此旨布達候事  
（右の通り仰せ出され候条、此（こ）の旨布達候事）

○第 式 号 明治六年六月十六日

昨十五日熊谷県被レ置、群馬県・入間県ノ土地・物成等受取候様被仰出  
候二付  
（昨十五日熊谷県置かれ、群馬県・入間県の土地・物成等受け取り候様仰せ出  
され候に付）

一 宿村傍示杭、左之雛形之通、早々認替可レ申事  
（宿村傍示杭（ぼうじぐい）、左の雛形（ひながた）の通り、早々認（し  
たた）め替え申すべき事）

△ 熊谷県管下北何大区何小区何郡何村駅

右ハ元群馬県所轄ノ宿村

△ 熊谷県管下南何大区何小区何郡何村駅